

新 旧 対 照 表

(姫路市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例)

現 行	改 正 案
<p>(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略)</p> <p><u>4</u> <u>地域活動支援センターの職員は、利用者に対し、虐待をしてはならない。</u></p> <p><u>5</u> <u>地域活動支援センターは、自らが利用者のサービス利用時の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、市及び関係機関と連携して、利用者が安全に安心してサービスを利用することができるようにしなければならない。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p>